

建築基準法第44条第1項第二号許可に関する包括同意基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第二号の規定に基づく許可について、公益上必要で通行上支障がないと認める建築物に対して、あらかじめ建築審査会の同意を得ることを定め、許可の手続きの迅速化を図るものである。

第2 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合しているものは、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得たものとして、許可することができる。

第3 基準

1 公益上必要な建築物

公益上必要な建築物は、次のとおりとする。

(1) 路線バス事業者（道路運送法第3条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。）、土地区画整理事業の施行者（土地区画整理法第2条第3項に規定する土地区画整理事業を施行する者をいう。）、鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者をいう。）、又は地方公共団体が、道路の歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）部分又は駅前広場に設置するもので、公共性が高く、不特定多数の一般の利用に供し、当該建築場所に立地することが必要とされる次のいずれかの用途に供する建築物（以下「乗降場上屋等」という。）であること。

ア 路線バス停留所、タクシー乗降場、その他の乗用車乗降場又は歩行者用通路の上屋

イ 公衆便所又は巡査派出所

ウ 既存の駅舎又は自由通路に設ける昇降機

(2) 有料道路の料金の徴収施設（道路法施行令第34条の3第六号に規定する道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設をいう。）及び料金収受員の労働災害防止のために設けられる連絡通路であって、当該建築場所に立地することが必要とされるものであること。

2 道路と当該建築物の関係

次に掲げる基準に適合すること。

(1) 道路管理者から、道路法第32条の規定に基づく「道路占用許可」を受けたものであること。

(2) 1(1)に規定する乗降場上屋等及びこれに付随するベンチや標識等の施設（以下「路上施設」という。）を設置した後、道路の歩道部分又は駅前広場の通行可能な部分の幅員（以下「有効歩道幅員」という。）が、2m以上確保できること。ただし、道路の歩道に乗降場上屋等を設置する場合、路上施設を設置した後の有効歩道幅員が2m未満の計画であっても、周辺の現況有効歩道幅員を確保できるときは、この限りでない。

(3) 駅前広場に設置する乗降場上屋等の利用者の待合いの用に供する部分の幅は、1.8m以上確保すること。

3 位置・規模・構造等の要件

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合すること。

(1) 1 (1) アに規定する建築物

次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 設置する場所は、乗降場上屋等以外の建築物の敷地からの道路への出入りを妨げない位置であること。

イ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造であること。ただし、国土交通省告示第410号(平成14年5月14日)の規定に適合する場合については、この限りでない。

ウ 主要構造部は、不燃材料であること。ただし、建築基準法施行令第136条の2の2第一号の規定に適合する不燃材料以外の材料を用いた屋根においては、この限りでない。

(2) 1 (1) イ又はウに規定する建築物

次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造であること。

イ 主要構造部は、不燃材料であること。

(3) 1 (2) に規定する建築物

次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 規模は必要最低限であり、階数が1であること。

イ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造であること。

ウ 主要構造部は、不燃材料であること。

エ 主要構造部は、他の建築物に接続しないものであること。

第4 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により許可したときは速やかに建築審査会に、許可に係る建築計画を報告しなければならない。

附則

この基準は、平成11年12月20日から適用する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附則

1 この基準は、平成22年1月1日から施行する。

2 この基準の規定は、平成22年1月1日以後の建築基準法第44条第1項第二号の規定による許可の申請に係る建築物について適用する。